

市民集会施設解体費補助金の申請にあたって

(令和5年4月更新)

今回の本申請にあたって、市民集会施設解体費補助金交付要綱に基づき、以下の手続が必要になりますので、ご協力お願いいたします。

1 申請事務の窓口

必要書類の提出先や相談の窓口は区の地域振興課になります。様式の見本も用意していますので、お問い合わせください。

2 申請の前に必要なこと

(1) 総会等での決議

解体費補助金申請は、町内会及び会館運営委員会の総会等において会館の廃止を決定し、構成員全員の意思決定に基づいて実施する必要があります。

また、会館敷地を札幌市から借り受けている場合には、会館廃止後に市が当該敷地を売却することに同意していただく必要があります。総会等ではこの同意についても意思決定を行ってください。

なお、複数の町内会で運営委員会を組織する場合は、全町内会の総意で意思決定を行ってください。

(2) 業者3社以上からの見積書の徴収

見積書参考様式を用意していますので、この参考様式の項目に沿って見積書の提出を依頼してください。

市費を投入する事業の適正な契約を確保するために、3社以上の見積書を徴し、最低の価格を提示した業者（廃棄物処理費用が見積られていないなど著しく安価な見積りを提出した業者を除く。）を契約の相手方としてください。

見積書は申請書に添付して提出していただきます。

工事費の見積書は、事業の内容と費用を確認するための重要な資料になります。この見

積書に合致した事業計画を立ててください。

また、補助金支出は年度予算で対応する関係から、2月末までには工事が完了する計画としていただきますよう、ご協力お願いいたします。

【解体工事費の見積りにあたって】

解体工事費の見積りは、施設建築時の設計図書と現地確認により必要経費を積算することになりますが、一部の町内会館では設計図書が残っていないケースがあります。この場合、見積り業者は地中埋設物（特に基礎杭）の量が事前に正確に把握することが困難です。

設計図書がない施設における解体工事費の見積りに当たっては、地中埋設物などの事前に把握できない特殊要素は「別途加算」と整理し、これを除いたもので見積りを徴収するようにしてください。（見積書参考様式参照）

また、契約予定事業者に解体施設の平面図及び配置図の作成を依頼（有料の場合あり。図面作成費用は補助金の対象外。）し、申請書に添付するようにしてください。

工事契約を締結し、補助金の交付決定を受けた後に工事を開始し、工事の途中でこれらの特殊要素の存在が明らかになった場合は、別途加算分の見積書及び証明する書類または写真を業者から徴収のうえ、事業変更届を市に提出することで、補助金変更（増額）の決定を受けることが可能になります。

【支障物件確認について】

借り受けている底地を原状回復して市に返還する際には、支障物件の確認が必要となることから、市管財部が定める手法により支障物件確認（筋掘）を行っていただく必要があります。

この費用については補助対象経費になりますので、解体事業者が実施することとして、見積りに含めるようにしてください。

3. 申請の際に必要な書類

(1) 市民集会施設解体費補助金交付申請書《様式》

申請は、自治組織等の代表者の名義で行うことになります。

(2) 事業計画書《様式》

(3) 事業収支予算書《様式》

(4) 工事費見積明細書

見積りを行った業者の代表者の役職・氏名が書かれ、代表者印が押印された見積書が必要になります。(以後の契約書、領収書についても同様になります。)

(5) 施設の平面図及び配置図

(6) 施設の写真（現況4方向の外観写真）

(7) 施設を運営する自治組織等の規約及び役員名簿

(8) 団体の運営に係る収支状況を証明できる書類の写し

(9) 自治組織等で施設廃止を決議した際の総会議事録等の写し

総会における議案書と議事録が一般的と考えられます。

なお、議事録を写しで提出する場合は、「原本と相違ない」ことを証する代表者の署名及び代表者印を押印願います。

※収支予算案の項目の1つとして経費が記載されているものではなく、会館を解体することについて個別議案として可決されたことがわかる書類（議事録等）をご提出願います。

(10) 土地の登記事項証明書（底地が市有地の場合を除く。）

(11) 市有地の売却に関する同意書（底地が市有地の場合に限る。）

※なお、上記補助金申請書類のほかに、建物解体時に札幌市に届出を要する書類（建築基準法第15条第1項に定める建物除去届、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に定める届出（届出書及び再資源化計画書））については、施工主または施行業者が市建築指導部（市役所本庁舎2階）に提出する必要があります。

所定の提出期限までに、直接市役所の窓口へ提出してください。

4. 補助の対象とならないもの

この補助金制度は、工事そのものに対する補助ですので、直接付随しない経費については対象外となります。対象とならないものは、以下のとおりとなります。

- (1) 備品の撤去及び処分に関する経費
- (2) 定着物等の移設に関する経費
- (3) 解体設計及びその図書の作成に要する経費
- (4) 施設廃止から解体工事実施までの間の施設の維持管理に関する経費
- (5) その他、市長が不相当と認める経費

5. 補助の申請から交付決定まで

補助の交付申請が行なわれたのち、書類審査を行います。書類の体裁と内容に不備が無い場合、申請者あてに「市民集会施設解体費補助金交付決定通知書」を送付し、交付の決定を通知いたします。（この通知に書かれている金額は、補助金の予定額です。）

補助金の額は、「事業の規模に応じた上限額」を限度に、解体及び撤去に要する経費（工事契約額）となります。

※補助金の額を確定する場合、補助確定額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額となります。

※自治組織等が流動資産（預貯金、有価証券等）を保有する場合で当該資産を解体及び撤去に要する経費の一部に充当することができる場合は、当該金額を補助金額から除く場合があります。

【事業の規模に応じた上限額＝（基本額＋加算額）＋消費税及び地方消費税の額】

○基本額

- ・補助対象施設の延べ床面積（物置等の付帯設備を除く。）×基準単価とし、基準単価は1平方メートルあたり10千円。

○加算額

基礎杭撤去費用等の工事等を必要とする場合については、基本額とは別に、補助金を加算して支払うことができる。

加算額は、当該特殊工事に係る工事費見積明細書の額を超えない範囲で定める。

6. 交付決定後に行っていただくこと

- (1) 業者との工事契約書の締結
- (2) 工事着手届の提出

契約後、工事に着手した段階で工事着手届《様式》を提出してください。

7. 事業の変更の際に行なっていただくこと

施設の設計図書が残っておらず、事前に数量等が確定できなかった地中埋設物について、解体工事着手後に数量が明らかになった場合において、当初の工事契約額では対応できずに別途工事費の加算が必要な場合には、事業変更届を提出していただくことにより、当該年度の子算の範囲内で補助金額を変更（増額）することが可能になります。

このような状況が明らかになった場合は、ただちに区に相談していただき、以下の書類を提出してください。

- (1) 事業変更届《様式》
- (2) 事業収支予算書《様式》
- (3) 工事費見積明細書
- (4) 変更理由を証明する書類または写真

市が事業変更届の内容を承認した場合は、申請者に対して「市民集会施設解体費補助金事業変更等決定通知書」を送付しますので、別途工事費の加算分について、工事業者と改定契約書を締結してください。

8. 事業の途中に確認していただくこと

建物を解体し、支障物件確認（筋掘）を実施した段階（埋戻しをする前）で、区の地域振興課職員に連絡をして現地で確認を受けてください。

9. 事業完了に伴う実績報告

工事の工程が全て完了した後、事業実績報告書《様式》を提出してください。この書類には、以下の添付書が必要になります。

- (1) 事業収支決算報告書《様式》
- (2) 当該工事における契約書（改定契約書を含む。）の写し
- (3) 工事代金の支払いを証明できる書類の写し（第11条第2項の規定により概算払いを受

けた場合に限る。)

(4) 筋掘及び埋戻し後の敷地の写真

10. 補助金額の確定

提出された事業実績報告書の書類審査を行います。書類に不備が無い場合、申請者あてに「市民集会施設解体費補助金確定通知書」により補助金の確定額（最終的な補助金の額）を通知いたします。

11. 請求書の提出と補助金の振込み

「市民集会施設解体費補助金確定通知書」の送付日を起算として、原則、30 日以内に金融機関への振込みにより支払います。

もし、補助金を振り込む口座の名義が、申請書の名義と少しでも異なる場合は、委任状、口座振込申出書の提出が必要になりますので、ご相談願います。なお、口座振込申出書は、「受任者」の氏名で提出していただくようお願いします。

なお工事代金支払い後に、工事代金の支払いを証明できる書類の写しを提出してください。

12. 工事代金の支払い時に補助金が必要な場合

事情により事業実績報告書提出前に補助金の交付を受ける必要がある場合は、概算払により補助金を支払うことができるか検討いたしますので、ご相談願います。

なお、その場合でも、依頼文と以下の書類の提出をお願いいたします。

- (1) 事業収支決算(見込) 報告書
- (2) 当該工事における契約書の写し
- (3) 筋掘及び埋戻し後の敷地の写真

なお、補助金の支払いが決定した場合は、決定の通知日を起算として、原則、30 日以内に補助金を金融機関への振り込みにより支払います。